

法人等契約の保険金受取人指定に関する特約

(1) 当社は、この特約により、普通保険約款第1章基本条項第21条（死亡保険金受取人の変更）（9）および普通保険約款第2章補償条項第5条（後遺障害保険金の支払）から同章第8条（当社の責任限度額）までの規定にかかわらず、普通保険約款およびこれに付帯する特約に基づいて支払われる後遺障害保険金、入院保険金、

手術保険金または通院保険金についても死亡保険金受取人に支払います。

(2) この特約が付帯された保険契約に後遺障害保険金の追加支払に関する特約が付帯されている場合は、当社は、同特約の規定にかかわらず、同特約に基づいて支払われる保険金についても（1）の死亡保険金受取人に支払います。